

筑前海区漁業調整委員会指示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

なお、平成27年2月27日付け筑前海区漁業調整委員会指示第168号は、平成29年3月31日をもって廃止する。

平成29年1月6日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

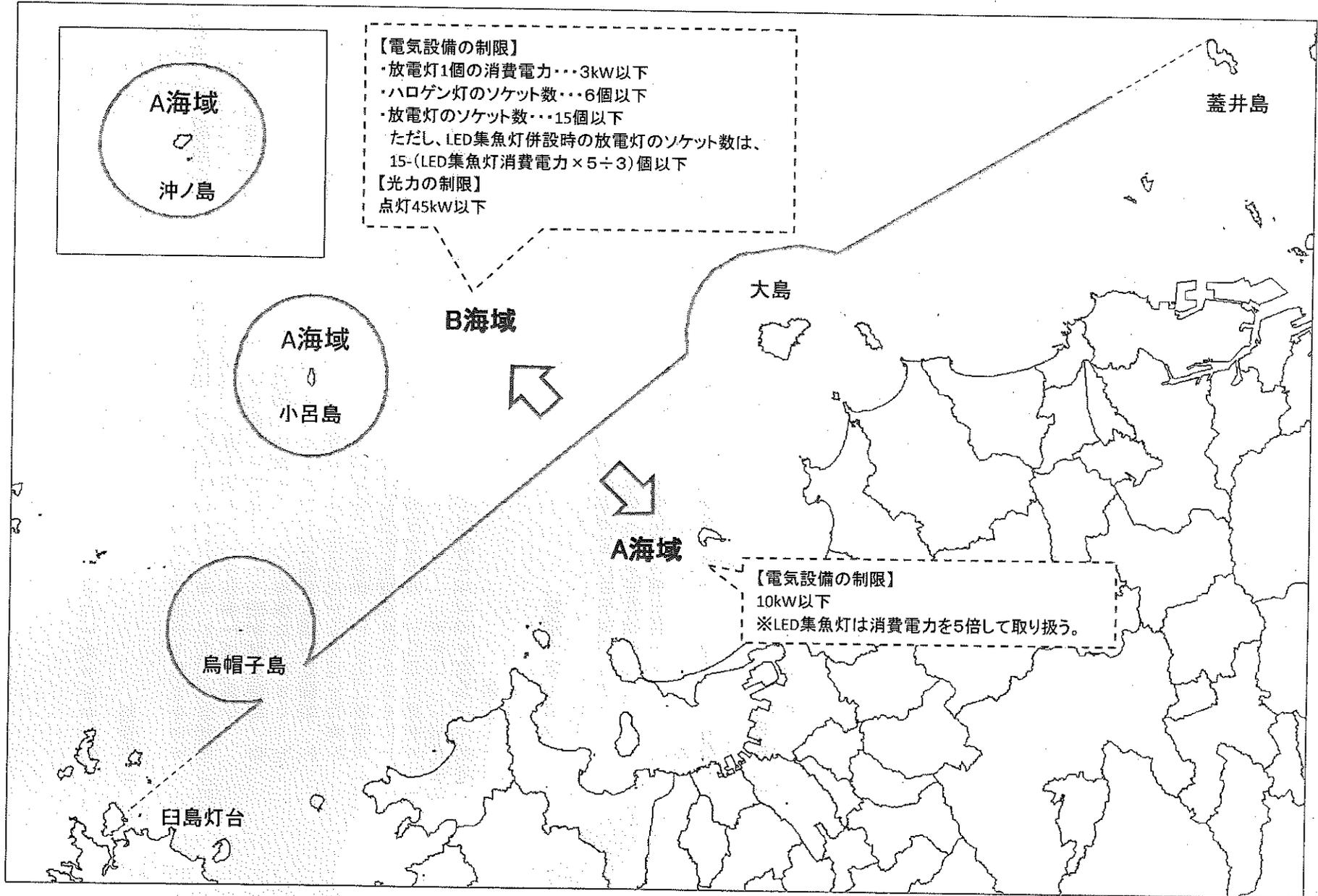
ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

3 指示期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

指示の適用海域図



一本釣りに使用する集魚灯に係る規制の概要

これまで本県では、限りある水産資源を持続的に利用するため、集魚灯の消費電力を規制することで集魚能力に制限をかけてきました。

しかし、既存の放電灯を前提とした現状の規制下で新たな技術である LED 集魚灯を用いると、放電灯より大幅に明るくすることができるため、集魚能力の向上による乱獲が懸念されます。

そこで、エネルギー効率の良い LED 集魚灯については、消費電力を「**5倍して取り扱う**」というハンディキャップを課すことで、既存の放電灯と明るさが同程度となるように今回、新たに制限を加えることにしました。

【規制の概要】

| 海域 | 規制の内容 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 海域 | <p>(電気設備の制限) 集魚灯の電気設備の消費電力・・・合計 10kW 以下 <u>ただし、LED 集魚灯は消費電力を 5 倍して取り扱う。</u></p> <p>[重要] 設備そのものの制限であるため、消灯している集魚灯も規制の対象となります。</p> |
| B 海域 | <p>(電気設備の制限) ・放電灯 1 個の消費電力・・・3 kW 以下 ・ハロゲン灯のソケット数・・・6 個以下 ・放電灯のソケット数・・・15 個以下 <u>ただし、LED 集魚灯併設時の放電灯のソケット数は、 15 - (LED 集魚灯消費電力 × 5 ÷ 3) 個以下</u></p> <p>(光力の制限) 点灯できる集魚灯の消費電力・・・合計 45kW 以下 <u>ただし、LED 集魚灯は消費電力を 5 倍して取り扱う。</u></p> |

下線部が今回、新たに加わった制限です。

一本釣りに使用する集魚灯に係る規制の具体例

凡例



放電灯 3kW



ハロゲン灯 3kW



LED集魚灯 0.6kW

黄色:点灯
白色:消灯

A海域

電気設備 10kW以下 ※ただし、LEDは消費電力を5倍して取り扱う。

例



取り扱い値(設備分)

| | | |
|--------|------------------|-------|
| LED集魚灯 | : 0.6kW × 2個 × 5 | = 6kW |
| 放電灯 | : 3kW × 2個 | = 6kW |
| 合計 | | 12kW |

消灯していても、設備しているので違反。
この場合、電球をソケットから1個外す必要がある。

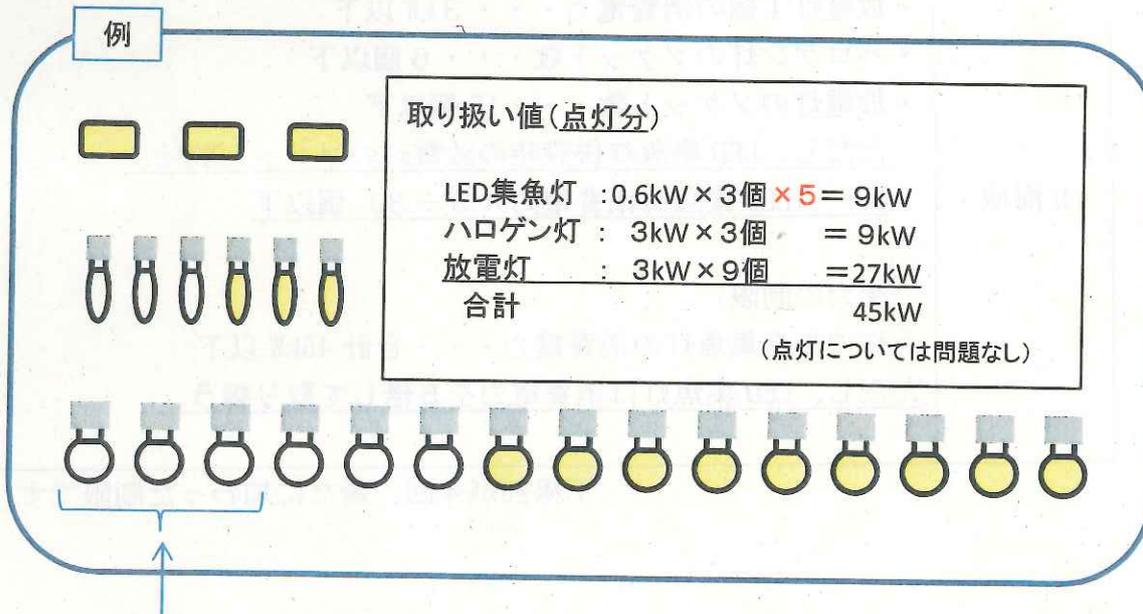
B海域

点灯してよい集魚灯の消費電力 45kW以下 ※ただし、LEDは消費電力を5倍して取り扱う。
(設備制限)

- ・放電灯1個の消費電力...3kW以下
- ・ハロゲン灯のソケット数...6個以下
- ・放電灯のソケット数...15個以下

ただし、LED集魚灯併設時の放電灯のソケット数は、 $15 - (\text{LED集魚灯消費電力} \times 5 \div 3)$ 個以下

例



取り扱い値(点灯分)

| | | |
|--------|------------------|--------|
| LED集魚灯 | : 0.6kW × 3個 × 5 | = 9kW |
| ハロゲン灯 | : 3kW × 3個 | = 9kW |
| 放電灯 | : 3kW × 9個 | = 27kW |
| 合計 | | 45kW |

(点灯については問題なし)

LED集魚灯を設備している場合、放電灯のソケットを15個設置することができないので、注意。
この場合、設備されたLED集魚灯の取り扱い値が9kW(放電灯3個分)なので、放電灯のソケットを3個撤去する必要がある。
電球だけではなく、ソケットごと撤去しなければならない点に注意。